

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

(国民健康保険課)

三

公 示

公共測量の実施

(用地課)

三

各務原都市計画の図書の縦覧

(都市政策課)

四

規 則

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険法施行細則(平成三十年岐阜県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「九分の八に相当する額を普通交付金の財源に、」を削り、「九分の一」の下に「(普通交付金の財源が不足する場合で知事が必要と認めるときその他知事が特に必要と認める場合にあつては、九分の一を超えない範囲内で知事が定める割合)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 示

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十一年一月八日

量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（台帳附図作成）

三 作業期間

平成三十年十二月二十一日から

平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

加茂郡坂祝町

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画地区計画 鷺沼西町第二地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画公園

二・二・六七号 桐野公園

二・二・六八号 新加納陣屋公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市計画課

平成三十一年一月八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社